

技術提案型総合評価方式

実施要領

東京都立大学（日野キャンパス）6号館新築工事（R3・4）

令和 3年 3月

東京都公立大学法人

1 適用

この要領は、技術提案型総合評価方式により、民間企業から東京都公立大学法人（以下、「本法人」という。）が要求する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する技術提案を募集して、性能等の価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定し、技術提案に基づき行う次の工事に適用する。

- (1) 工事件名：東京都立大学（日野キャンパス）6号館新築工事（R3・4）
- (2) 工事場所：東京都日野市旭が丘六丁目6番地
- (3) 工事概要：RC造一部PRC造4階建、延床面積約10,000.19㎡
- (4) 工期：契約締結の日から令和5年2月28日まで

2 スケジュール

入札公告から契約の締結までのスケジュールは、次に掲げる表のとおりである。

入札公告	令和3年3月17日
入札参加受付期間	公表の日から同4月9日
参加資格確認日	令和3年4月15日
参加資格確認結果通知	令和3年4月16日
技術提案参加希望者への図面貸与	令和3年4月5日から同年5月7日 ※希望票等を提出し、確認を受けた者のみ
技術提案書等への質問受付締切	令和3年4月20日
技術提案書等への質問に対する回答	令和3年4月26日
技術提案書等の締切	令和3年5月7日
技術提案書の審査（ヒアリング*含む）	令和3年5月10日から同5月24日
技術提案書等の採否通知	令和3年5月28日
入札日	令和3年6月16日
開札日	令和3年6月17日
落札候補者決定	*開札結果による
落札者決定	*開札結果による
契約書の締結	*開札結果による

*ヒアリングについては、別に通知する。

3 技術提案の範囲及び評価項目

(1) 今回求める性能等に関する技術提案は、工事の効率性・合理性、東京都立大学（以下、「本学」という。）及び周辺地域の教育及び生活環境への影響、工期遵守、安全及び品質の確保等に対する、より適切な技術又は工夫により、工事目的物（特記仕様書に掲げる要求水準を満足するもの。以下「工事目的物」という。）の品質向上や確実な施設整備等が可能なものとし、工事請負契約書第1条第2項1号に規定する特記仕様書等と比べて、より優れた施工方法等とする。

(2) 技術提案の評価項目は、次のとおりとする。

なお、詳細は、別記1「総合評価の方法等」による。

課題1：工期を遵守するための取組

課題2：本学並びに周辺の学校の教育環境及び周辺の居住環境、交通対策、歩行者の安全確保

4 技術提案の方法

(1) 基本事項

課題1から課題2までの各提案項目についての技術提案を提出すること。1提案項目でも提出がない（白紙提案及び「特になし」等の記載を含む。）場合は失格とする。失格となった場合は入札参加資格を付与せず、また、(2)の技術提案書等の審査、評価及び様式5による技術提案等の採否通知（以下「採否通知」という。）は行わない。9（1）及び別記1の1（1）を除き以下同じ。）

また、1提案項目につき、同時に実施することができない複数の内容（同時に実施することができる内容であっても、「〇〇又は△△を実施する。」等の記載は、同時に実施することができない複数の内容とみなす。）を含む提案を行った場合は、当該提案項目全体を不採用とする。

(2) 技術提案の方法

技術提案は、表紙となる、様式2、様式3に提案項目ごとに要旨を記載の上、技術提案の内容を明示した「技術提案書」及び技術提案に係る「施工計画書」（以下「技術提案書等」という。）も併せて提出すること。

さらに、課題1においては、提案項目③に対応する「全体工程表」も併せて提出すること。「全体工程表」とは、契約締結の日から令和5年2月28日までの工程をいう。なお、技術提案に係る「施工計画書」は、工事の特徴、現場条件等を考慮の上、別記1に示す評価対象に関して効果を発現できるための実施方法を具体的に記載すること。

5 技術提案書等の作成に関する質問及び回答

技術提案書等の作成に関する質問及び回答については、入札説明書による。

なお、質問回答は様式1による。

6 技術提案書等の提出

技術提案書等の提出については、入札説明書による。

7 技術提案書等の作成に当たっての留意事項

(1) 技術提案書等の記載について

- ア 提出用紙のサイズを変更して提出してはならないものとし、さらに提出枚数が、
(2) ウに示す提出枚数を超えてはならない。
- イ 指定されている様式の文字及び枠線については、省略や削除をしてはならない。
- ウ 当該様式に記載する文字の大きさは、10.5 ポイント以上（数式や注釈で使用する記号等を除く。）を基本とし、1枚あたり32行以下とする。
- エ 技術提案書等の記載に当たっては、競争入札参加希望者、技術者、協力会社及び技術協力先（指導、助言又は監修等を含む。）の会社名、担当者名、これらを特定できる固有名詞等（ローマ字などで頭文字等をイニシャル表示とする場合を含む。）の記載をしてはならない。
- オ 特定の会社が判明される記述（企業名、通称名、キャラクター名、特許工法の名称及び特許番号、施工会社を特定できる建物名称や建物等の写真の記載・掲載）を行ってはならない。ただし、各提出資料の表紙とする様式1の「競争入札参加資格希望者」及び「連絡者」の部分、様式2及び様式3の「競争入札参加資格希望者」の部分については除く。
- カ 技術提案作成に当たり、本学学生及び教職員他業務従事者並びに近隣住民等との協議（ヒアリングを含む）等を行ってはならない。
- キ 上記アに違反していると認められた場合、失格とする。
上記イからカまでに違反していると認められた場合は、違反の程度に応じて、減点又は失格とする（減点とは、別記1に示す評価を1つ又は2つ下げる（「特に大きな効果が期待できるもの」から「大きな効果が期待できるもの」に減点する等。）ことをいう。以下同じ。）。

(2) 提出方法について技術提案書等の提出に当たっては、次のことに留意すること。

なお、別記2「技術提案書等の提出方法等」を参照すること。

- ア 技術提案書等をA4版のフラットファイルにまとめ、これを12冊提出すること。
- イ 技術提案書等は、用紙の片面のみを使用して作成すること。
- ウ 技術提案書は、課題ごとに1提案項目につきA4版各1枚とする。ただし、表紙とする様式2、様式3はこの中に含まない。
また、施工計画書は、課題ごとに1提案項目につき、A3版を1枚とするが、課題1の提案項目③については、A3版2枚とし、さらに、全体工程表は、A3版を1枚とする。
なお、別記2に示す、当該用紙サイズごとの枚数制限を超えて提案を行った場合は、その提案項目の審査を行わず、失格とする。
また、様式2、様式3に記載してある要旨と技術提案書等の内容に齟齬が生じている提案項目は、齟齬の程度に応じて減点又は不採用とする。
- エ A3版の用紙は、Z折とする。
- オ 技術提案書等の電子データを1部提出すること。
電子データのファイルは原則としてPDF形式とする。なお、電子データの作成元に関する情報は削除すること。
電子データは、電磁的記録媒体（CD-R等）に記録し、次のことを表示したラベルを貼ったものとし、記録後はウイルスチェックを行うこと。
 - ① 工事件名
 - ② 競争入札参加希望者名

- ③ ウィルス対策ソフト名
- ④ ウィルス定義 ver. (提出日における最新版とする)
- ⑤ ウィルスチェック日

(3) ヒアリングの実施について

技術提案書等のヒアリングについては、入札説明書による。

(4) その他

- ア 技術提案書等を提出した以降は、原則として、提出された技術提案書等の追加及び差し替えは認めない(電子データを含む)。ただし、提出された資料や提案内容について確認等が必要となった場合には、本法人から競争入札参加希望者に対して、技術提案書等の差し替えを求める場合がある。
- イ 提出された技術提案書等の著作権は、それぞれの作成者に帰属する。なお、提出された技術提案書等は返却しない。
- ウ 提出された技術提案書等は審査上の必要に応じて、本法人が複写することがある。
- エ 技術提案書等の提出に係るすべての費用(ヒアリングに要する費用を含む)は、競争入札参加希望者の負担とする。
- オ 競争入札参加希望者が提出した技術提案書等に虚偽の記載がある場合は、失格とする。
また、虚偽の記載をした者について、東京都公立大学法人契約取引停止等取扱要綱(平成19年10月31日付19首都大総会第451号)に基づく指名停止の措置を講じることがある。

8 技術提案書等の審査

技術提案書等の審査は、提出された技術提案書等の内容が別記1に示す基礎点付与の条件を満たしていることを確認した後に行う。

9 総合評価の方法

総合評価の方法は、基礎点、技術点の総合得点(以下「評価値」という。)をもって行う。

なお、詳細は、別記1による。

- (1) 提出された全ての技術提案書等の内容が別記1に示す基礎点付与の条件を満たしている場合は「合」とし、基礎点を与える。基礎点の合否の審査結果が「否」であった場合には失格とする。失格となった場合、入札参加資格を付与しないものとする。既に入札参加資格の確認を受けていた場合は、その入札参加資格を取り消す。
また、技術提案書等の審査、評価も行わない。
- (2) 技術提案の評価に応じ、技術点を与える。

10 技術提案書等の採否通知等

- (1) 技術提案書等の採否通知については、競争入札参加希望者宛てに別途通知する。
なお、基礎点の合否の審査結果が「否」の場合及び技術提案を採用しなかった場合は、その理由を付して通知する。

- (2) 競争入札参加資格の確認がなされなかった者（本実施要領の規定により失格となった者を含む。ただし、基礎点の可否の審査結果が「否」であった者を除く。）には、採否通知は行わない。
- 11 評価結果に対する再説明
採否通知書（様式4）を受理したもので、基礎点が「否」又は技術提案不採用の理由に対して再度説明を受けたい者は、この採否通知書（様式4）を受理した日の翌日から起算して10日以内に、書面により、本法人経理責任者に対して当該理由についての説明を求めることができる。
- 12 入札等
技術提案が採用された者は、入札時に、採用された技術提案書等を1部提出するとともに、その内容に基づいて積算した金額で入札しなければならない。
また、技術提案が不採用の場合は、不採用となった提案部分について、別記1の1(1)に示す標準案に基づいて積算した金額で入札しなければならない。
工事に必要な費用は、入札金額に含むものとする。
- 13 落札者の決定方法
競争入札参加者の入札価格及び採否通知に基づいた性能等について、次の(1)及び(2)に該当する者のうち、9によって得られた評価値が最も高い者を落札候補者とする。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。
(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
(2) 基礎点の可否の審査結果が「合」であること。
- 14 技術提案の取扱
(1) 技術提案の採用を認めた後、本工事で採用された技術提案について、本法人がその他の工事において、その提案を使用しようとする場合、その内容が一般的に使用されている状態になっているときには、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りでない。
(2) 技術提案のうち採用された提案は、必ず当該提案に基づいて工事等を行い、不採用となった提案内容については、別記1の1(1)に示す標準案に基づいて工事等を行うこととする。
- 15 責任の所在等
(1) 本法人が技術提案を適正と認めて採用した場合においても、当該技術提案内容の履行に関する本法人の契約の相手方の責任が軽減されるものではない。
(2) 技術提案に係る工事目的物の性能等について本法人の契約の相手方の責めに帰すべき事由により提案が履行できなかった場合で、再度の施工が困難又は合理的でないとき、本法人は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。
(3) 本法人の契約の相手方は、技術提案に係る部分において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

16 その他

- (1) 本技術提案型総合評価方式に関して使用する言語は日本語、使用する通貨は日本国通貨とする。単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、全て横書きとする。
- (2) 本法人が配布する資料等は、入札参加に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。
- (3) 本法人は、技術提案を提出した者の承諾を受けた上で技術提案の内容を公表することができる。

様式1

令和 年 月 日

東京都公立大学法人 理事長 殿

(住所)

競争入札参加希望者

(氏名)

印

質問回答書

工事件名	東京都立大学（日野キャンパス）6号館新築工事（R3・4）	連絡者氏名 TEL
番号	質 問	回 答

《注意事項》

- 1 用紙は、A4版を縦使いとすること。
- 2 質問がない場合は、質問書の提出はしないこと。

- 3 表の右側回答欄には、記載しないこと。
- 4 記載欄が不足する場合は、任意の用紙（A 4 版）を使用し、番号を連番で記載すること。

様式 2

技術提案書等提出書（課題 1 表紙）

令和 年 月 日

東京都立大学法人 理事長 殿

（住所）

競争入札参加希望者

（氏名）

印

技術提案型総合評価方式実施要領に基づき、課題 1 の技術提案書等を提出します。

工事件名	東京都立大学（日野キャンパス）6号館新築工事（R3・4）	
（課題 1） 技術提案の要旨		
課題 1 工期を遵守するための取組		
提案項目 ①	確実な資材機 材調達のため の取組	
提案項目 ②	技術者等労働者 確保の取組	
提案項目 ③	学校運営下にお ける工程管理を 確実に行うため の取組	

《注意事項》

- 1 提案の要旨を記載すること。なお、当該提案に係る「技術提案書」及び「施工計画書」を添付すること。
- 2 提案項目③に対応する「全体工程表」も併せて提出すること。

様式3

技術提案書等提出書（課題2表紙）

令和 年 月 日

東京都立大学法人 理事長 殿

(住所)

競争入札参加希望者

(氏名)

印

技術提案型総合評価方式実施要領に基づき、課題2の技術提案書等を提出します。

工事件名	東京都立大学（日野キャンパス）6号館新築工事（R3・4）	
（課題2）技術提案の要旨		
課題2 本学並びに周辺の学校の教育環境の確保及び周辺の居住環境、交通対策、歩行者の安全確保への配慮		
提案項目 ①	工事車両の安全 運行 への取組	
提案項目 ②	工事による騒 音、振動及び粉 塵等の抑制 への 取組	

《注意事項》

- 1 提案の要旨を記載すること。なお、当該提案に係る「技術提案書」及び「施工計画書」を添付すること。

様式 4

採否通知書

殿

東京都公立大学法人 理事長 印

提出された技術提案書等に対する審査結果について下記のとおり通知します。

記

- 1 工事件名 東京都立大学（日野キャンパス）6号館新築工事（R3・4）
- 2 技術提案に対する「合否」、「採否」及びその理由

項目		合・否及び採・否の区分	否の理由
基礎点		合・否	
課題 1	提案項目 ①	採・否	
	提案項目 ②	採・否	
	提案項目 ③	採・否	
課題 2	提案項目 ①	採・否	
	提案項目 ②	採・否	

*基礎点の合否の審査結果が「否」であった場合は失格とする。

総合評価の方法等

1 総合評価の方法

総合評価の方法は、以下による基礎点、技術点を求め、次の式により評価値を算出して行う。

$$\text{評価値} = (\text{基礎点} + \text{技術点}) \times 1 \text{ 億円} / (\text{入札価格})$$

(1) 基礎点 (100 点)

技術提案書等の内容が次の基礎点付与の条件を満たしている場合は「合」とし、基礎点として 100 点を与える。基礎点の合否の審査結果が「否」であった場合には、失格とする。失格となった場合、入札参加資格を付与しないものとする。既に入札参加資格の確認を受けていた場合、その資格を取り消す。

また、技術提案書等の審査、評価も行わない。

(基礎点の付与の条件)

基礎点を付与する条件は、提案項目ごとに示す次の事項（以下「基礎点条件」という。）の遵守とする。

なお、各提案項目に係る技術提案書等には、該当する基礎点条件を満たしているか否かを確認できるよう記載すること。

【課題 1】

< 提案項目① >

- ・受注者は、資機材調達に関する調査を行う。

< 提案項目② >

- ・技術者、技能者等の労働需給に関する調査を行う。

< 提案項目③ >

- ・特記仕様書 1.5 工期

【課題 2】

< 提案項目① >

- ・東京都建築工事標準仕様書（令和 2 年 4 月）
1.3.8 交通安全管理

< 提案項目② >

- ・東京都建築工事標準仕様書（令和 2 年 4 月）
1.3.15（ディーゼル自動車、建設機械等の燃料）
1.6.7（排出ガス対策型建設機械）
1.6.8（低騒音・低振動型建設機械）
- ・特記仕様書
1.6.7（排出ガス対策型建設機械）
1.6.8（低騒音型・低振動型建設機械）

(標準案)

【課題 1】

<提案項目①>

- ・基礎点条件に同じ。

<提案項目②>

- ・基礎点条件に同じ。

<提案項目③>

- ・基礎点条件に同じ。

【課題 2】

<提案項目①>

- ・基礎点条件に同じ。

<提案項目②>

- ・基礎点条件に同じ。

(2) 技術点 (60 点満点)

技術提案の評価に基づき、技術点を与える。

競争入札参加者の申込みに係る技術提案項目については、技術審査委員会による審査の上、各提案項目による評価点に基づき、技術点を与える。技術点は、技術審査委員会の委員による評価の平均値を項目ごとに算出し、四捨五入（小数点以下第5位を四捨五入し、小数点以下第4位までの値とする。）した後、全項目について合計したものとする。

2 技術提案を求める項目・技術提案の評価方法

【課題 1】 工期を遵守するための取り組み

(提案項目)

- ① 確実な資機材調達の取組
- ② 技術者等の労働者の確保への取組
- ③ 学校運営下における工程管理を確実にを行うための取組

(提案数)

- ①から③までの各項目に対し3提案（計9提案）とする。

(評価対象)

本工事は同建設工事施設内に在する学校施設を運営しながら工事を行うものであり、学校運営スケジュールを把握、学生等の安全を確保の上、着実に進行する必要がある。については、工事による本学への授業、学校行事等への影響を最小限にとどめ、また、長期にわたる工事であることから、工期を遵守するために、技術者等労働者の確保並びに資材及び機材の調達等の対策は重要で、工期遵守を確実にを行うための施工方法に係る技術提案を求め、その技術提案に係る施工計画について評価を行う。

<提案項目①>

資材及び機材調達を取組について、検討過程も含めて総合的に評価する。検討内容については、市場動向の分析、計画地域の資材調達に係る条件の把握、施設整備計画条件の把握及びこれらの結果を踏まえた問題点の抽出とし、取組内容はこれらの検討内容を踏まえ、円滑に工事を実施するためのリスク回避等対応策を記載するものとする。

取組内容は、工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととする。（「工事目的物」とは、「特記仕様書に掲げる要求水準を満足するもの」とする。以下同じ。）

標準案は、別記1の1（1）の遵守とする。

<提案項目②>

技術者等の労働者確保を取組について、検討過程も含めて総合的に評価する。検討内容については、建設労働需給に関する動向分析、施設整備計画条件の把握及びこれらの結果を踏まえた問題点の抽出とし、取組内容は、これらの検討内容を踏まえ、円滑に工事を実施するためのリスク回避等対応策を記載するものとする。

取組内容は、工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととする。

標準案は、別記1の1（1）の遵守とする。

<提案項目③>

本工事は、学校運営下を実施するため、授業や試験及び諸行事等年間スケジュールへの支障や影響を最小限に留めると共に、工期を遵守し、なお、工事を安全かつ円滑に行うための取組を検討過程も含めて総合的に評価する。

取組内容は、工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととする。

標準案は、別記1の1（1）の遵守とする。

(評価及び評価点)

<提案項目①・②・③>

12.0点：特に大きな効果が期待できる

8.0点：大きな効果が期待できる

4.0点：効果が期待できる

0.0点：次に該当するもの

・別記1の3評価指標の④不採用又は⑤0点として扱うものに該当するもの

【課題2】 本学及び周辺の学校の教育環境の確保及び周辺の居住環境、交通対策、歩行者の安全確保への配慮

(提案項目)

① 工事車両の安全運行への取組

② 工事による騒音、振動及び粉塵等の抑制についての取組

(提案数)

①及び②の各項目に対し3提案（計6提案）とする。

(評価対象)

建設場所は周辺に幼稚園、小学校、中学校、高校等の教育機関、低層及び高層住宅が隣接した立地条件である。当該工事が長期間に及ぶ事、同時に周辺地域でも複数の大型工事が予定されており、教育環境及び生活環境への影響が懸念されることから、当該建設工事に当たっては、より一層の配慮が求められる。

については、提案項目①から②について、以下のとおり、技術提案を求め、その技術提案書、技術提案に係る施工計画書について評価する。

<提案項目①>

車両の運行に当たって、注意を要する場所(交差点など)について、周辺地域及び建設場所周辺道路の状況を把握し、大型車両の時間調整等による路上駐車禁止等、その状況を踏まえた具体的な車両の安全運行に関する取組について評価する。なお、周辺道路は学校等への通学路にあたり、工事車両の出退時、特に登下校等の時間帯には特別の配慮が必要である。

取組内容は、工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととする。

なお、周辺地域等の調査は、近隣住民等の第三者に迷惑をかけることのないよう良識に則って行うこと。

<提案項目②>

敷地周辺の状況や建設場所における法規制を確認のうえ、その確認内容及び特記仕様書【補足資料】(1)地盤調査報告書の結果等を踏まえた工事の影響による騒音、振動及び粉塵等の抑制に関する取組について評価する。

取組内容は、工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととする。

なお、敷地周辺等の調査は、近隣住民等の第三者に迷惑をかけることのないよう、良識に則って行うこと。

(評価及び評価点)

<提案項目①・②>

12.0点：特に大きな効果が期待できる

8.0点：大きな効果が期待できる

4.0点：効果が期待できる

0.0点：次に該当するもの

・別記1の3評価指標の④不採用又は⑤0点として扱うものに該当するもの

3 評価指標

技術提案は、提案ごとに次の評価のとおりとする。

① 特に大きな効果が期待できる

提案内容に具体性があり、特に大きな効果が期待できる内容で、特に優れているもの

② 大きな効果が期待できる

提案内容に具体性があり、大きな効果が期待できる内容のもので、優れているもの

③ 効果が期待できる提案内容に具体性があり、効果が期待できる内容のもので、提案内容が標準案を超えているもの

④ 不採用

別記1の4(2)及び(3)に該当するもの

⑤ 0点として扱うもの

別記1の4(1)中、0点として評価する事項に該当するもの

4 留意事項

(1) 各提案項目において技術提案の内容に重複が認められた場合は、高い評価の技術提案を加点し、その他の重複している技術提案は0点とするが、技術提案としては採用する。ただし、複数の提案項目に対して同じ技術提案を記載していても、各提案項目に対する効果が記載されている場合は、各提案項目の指標で評価する。

(2) ある提案項目の技術提案を前提にして、別の提案項目の技術提案を行った場合に、前提となる技術提案が不採用となったときは、当該別の提案項目の技術提案も不採用となる。

(3) 次に示すような提案は、不採用とする。

ア 標準案と同等のもの

イ 実施要領4(1)及び7(2)ウにおいて「不採用」として扱う項目に該当するもの

ウ 発注者が指定した評価項目に対し、的確な技術提案となっていないもの

エ 施工に対する安全性に問題があるもの

オ 第三者との協議を要するもの

カ 設計図書、関係法令を逸脱するもの

キ 過度なコストを要するもの

ク 具体性・実現性が無いもの

ケ 工事目的物の変更を伴うもの

(4) 以下に示すような提案は、失格とする。

ア 実施要領4(1)、7(1)キ、7(2)ウ、7(4)オ及び9(1)において「失格」として扱う項目に該当するもの

イ 1(1)において「失格」として扱う項目に該当するもの

技術提案書等の提出方法等

1 提出書類と提出枚数

技術提案書等の提出方法の詳細は、実施要領 7 (2) による。

課題	提案内容	表紙	技術提案書	施工計画書	工程表
課題 1	①	様式 2	A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚	/
	②				
	③			A 3 版 2 枚	
課題 2	①	様式 3	A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚	/
	②				

* 文字の大きさは 10.5 ポイント以上、1 枚あたり 32 行以下とする。

* A 3 版は横書き、Z 折りとする。

* 技術提案書等を A 4 版のフラットファイルにまとめ、提出部数は 12 冊とする。